

○財務省告示第二百十一号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十一年五月二十一日に買入消却した  
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年六月二十六日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債 （物価連動・十年）	第三回	三十億円	八十八円三銭
〃	第五回	十二億円	八十七円八十一銭
〃	第六回	百三十億円	八十七円三十九銭
〃	第七回	十億円	八十六円八十五銭
〃	第八回	二十二億円	八十七円十三銭
〃	〃	七十一億円	八十七円十四銭
〃	〃	五十億円	八十七円十五銭
〃	〃	二百八十一億 円	八十七円十九銭
〃	第九回	二億円	八十七円九十六銭
〃	第十回	八十億円	八十七円三十四銭
〃	〃	百一億円	八十七円四十九銭

合	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	第十六回	〃	〃	第十二回
一千百三億円	百四十一億円	二十億円	七十六億円	十七億円	六十億円
	八十七円五銭	八十六円九十五銭	八十六円六十七銭	八十六円六十二銭	八十六円五十二銭